

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和7年8月25日午後2時15分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 14名

2. 出 席 委 員 14名にしてその氏名は次のとおり

1 番	高橋 善一	2 番	竹田 壮芳	3 番	安達 芳紀
4 番	佐藤 文好	5 番	松田 繁徳	6 番	浅野 厚司
7 番	錦 礼子	8 番	菊地 直子	9 番	山岸 誠
10 番	倉田 健三	11 番	村越 竜仁	12 番	朝倉 善則
13 番	黒澤 ちよ子	14 番	渡沢 寿		

3. 出席事務局職員

南陽市農業委員会	事 務 局 長	山内 美穂
同	上 事務局長補佐	小川 正樹
同	上 農 地 係 長	嶋貫 信一郎

4. 付 議 事 件

日程第1	会議録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第14号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5	報第15号 青年等就農計画の認定について
日程第6	報第16号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第7	議第31号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第8	議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第9	議第33号 非農地証明願に対する可否について
日程第10	議第34号 地域農業経営基盤強化促進計画の策定に係る意見決定について

5. 会 議 の 要 領

(開会：ときに午後2時15分)

議長（高橋会長）

令和7年8月18日付け南農委告示第9号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は、14名全員であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により

議長が指名いたします。

会議録署名委員 14番 渡沢 寿委員
 2番 竹田 壮芳委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第14号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、報第14号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年7月16日付け農第533号で、南陽市長から本委員会に対し、令和7年9月1日付けで2件、10月1日付けで1件を認定農業者として認定、さらに令和7年7月16日付けで計画変更3件を認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただいまの報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第14号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 日程第5 報第15号「青年等就農計画の認定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、報第15号「青年等就農計画の認定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和7年8月1日付け農第594号で、南陽市長から本委員会に対し、青年等就農計画3件について、認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただいまの報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第15号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 報第16号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第16号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が2件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第16号について、ご説明申し上げます。
議案書は6ページをご覧ください。
1番、2番の案件は、中間管理事業の解約になります。
1番、2番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外5筆の現況田 合計1,762㎡を、所有権移転するため、合意解約するものです。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第16号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第7 議第31号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、議第31号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件の計4件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただいま提案されました、議第31号について、ご説明申し上げます。

議案書は7ページから10ページになります。

はじめに、7ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外19筆の田が3391.61㎡、畑が5152.61㎡、合計8544.22㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

なお、本申請は、■■■■■さんが所有していた空き家の売買に際して、所有する農地もあわせて譲渡したいとして申請があったものです。山林化の傾向が見られる農地も含まれていますが、受人の■■■■■さんが管理を行うものとして申請があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外6筆の現況田 合計2,081㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

なお、本申請は、中間管理事業により■■■■■さんが耕作されている農地で、青田の時期ですが、双方確認のうえ申請されました。

また、▲▲字▲▲の農地は、現在何も作付けされていないようですが、■■■■■さんから、併せて贈与したいという申し出があり、■■■■■さんも承諾をされ、申請に至ったということです。

次に、9ページ上段をご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

3番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外4筆の田 合計6,048.03㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、物納となっております。

なお、現在、■■■■■さんが耕作されている田で、基盤法の期間満了時に手続きが遅れたため、青田の時期ですが、申請があったものです。

次に、9ページ下段から10ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

嶋貫農地係長

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲外26筆 田が12,374.63㎡、畑が8,728.30㎡、合計21,102.93㎡を新規の10年契約となっております。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、担当委員より報告をお願いします。
はじめに、1番の内、▲▲地番の現地調査について、9番 山岸誠委員より報告をお願いします。

9番
(山岸誠委員)

昨日現地調査してまいりました。
作付けはされていませんでしたが、草刈など管理はされていきました。竹林になっている部分もありましたが、譲受人の■■■■さんはそれでも納得して譲り受け、管理していくということでした。

議長（高橋会長）

次に、1番の内、▲▲地番の現地調査について、4番 佐藤文好委員より報告をお願いします。

4番
(佐藤文好委員)

現地は申請通りであったことをご報告申し上げます。以上です。

議長（高橋会長）

次に、2番の現地調査について、12番 朝倉善則委員より報告をお願いします。

12番
(朝倉善則委員)

先程事務局からの説明にあったとおり、一部耕作されていない土地もありました。他は水田として耕作されていきました。
以上です。

議長（高橋会長）

次に、3番の現地調査について、11番 村越竜仁委員より報告をお願いします。

11番
(村越竜仁委員)

申請地の水田全てが耕作されておりました。以上です。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、議第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第32号について、ご説明申し上げます。
議案書は11ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■■さんが、▲▲の■■■■■さんから、▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計1,625㎡を所有権移転し、農作業小屋を建築するため、申請があったものです。
当該地は、原則転用許可ができない農振農用地ですが、例外規定の農業用施設用地に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
なお、本申請は、7月に提出があり、7月18日の転用現地調査で、松田委員と錦委員に確認いただいたところ、既に、砂利が敷かれ、資材などが置かれており事前着工となっております。そのため、申請人から事情聴取が必要と指摘をうけ、事務局が聴取を実施しました。申請地は、もともと地盤が低く、地権者の■■■■■氏が耕作していた時から、盛土をして耕作されていきました。
休耕地となつてから、■■■■■氏から承諾を受けて、■■■■■氏が農業用ハウスなどの資材置場として使用していましたが、この度、所有権移転を受けて、自己所有地とすべく、申請に至ったとのことです。

嶋貫農地係長

以前から土盛がなされていたことから、敷砂利をして利用しても問題ないと認識しており、そのことが農地法に違反している意識に欠けており、大変申し訳ありませんでした。との始末書の提出を受けております。

始末書の提出を受けて、敷砂利については現状のままとして仕方ないが、資材については撤去するように指導し、再度現地確認することとしました。

現地調査の結果について、担当委員よりご報告をいただきますが、始末書付の転用申請として、今月の案件に上程したものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんが所有する ▲▲字▲▲の田 9 3 3 m²に使用貸借権を設定し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、6番 浅野厚司委員より報告をお願いします。

6番
（浅野厚司委員）

8月18日に私と錦委員、小川事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で5条2件の現地調査を行いました。

2番の案件については申請通りであったことを確認してまいりました。

1番の案件については、事務局の先程の説明のとおり、置かれていた資材については撤去されていまして。しかし、砂利が敷かれており、耕作できる状況ではありませんでした。

7月の現地調査の後、事務局から申請人へ指導を行い、資材の撤去は行われましたが、砂利を敷いたことについては、始末書の提出を受けていることを確認し、ご報告いたします。

なお、現地は耕作できる状況ではありませんでしたので、許可後は速やかに地目変更登記をしていただくように、事務局から申請人に指導していただくようお願い申し上げます。

以上です。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第33号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第33号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第33号につきまして、ご説明します。
議案書12ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外1筆 登記地目が畑 合計2,521㎡が、平成15年から耕作せず、山林化して、現在に至るものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
なお、この申請については3条の■■■■さんの案件と関連する申請です。申請地は農振農用地にも指定されていない山の中の農地でして、現在山林になっているということで、地目変更をして、■■■■さんにお譲りするための申請と伺っております。
以上です。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、4番 佐藤文好委員より報告をお願いします。

4番
(佐藤文好委員) 現地調査の結果、申請通りであったことをご報告申し上げます。
以上です。

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

………全員挙手………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第10 議第34号「地域農業経営基盤強化促進計画の策定に係る意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、議第34号「地域農業経営基盤強化促進計画の策定に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和7年7月18日付け農第546号で、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域計画を変更することについて意見を求められましたので、ご提案するものであります。
ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課高橋農政係長の補足説明を求めます。

高橋農政係長

南陽市農林課農政係長の高橋でございます。
常日頃、農林行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
早速ではございますが、提案理由について補足説明させていただきます。
本件につきましては、皆様からご協力をいただき、令和7年3月に策定いたしました農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる「地域計画」を変更するにあたり、同第6項の規定により、あらかじめ農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴くことと定められていることから、貴委員会より意見を頂戴するものであります。

細部説明の前に、新しい制度ですので、確認のため、地域計画について簡単にご説明いたします。

地域計画は、「概ね10年後の将来を見据えた地域農業の設計図」と言われるもので、地域農業者のほか関係者の話し合いを基に、市町村が策定するものとなっております。

具体的には、お手元に▲▲地区の地域計画がございますのでご覧ください。このように、地域の現状と課題を拾い出し、今後、この地区でこういった農業振興に取り組んでいくか、といった計画部分に目標地図、概ね10年後にこの農地を誰が作るのかを表したものを組み合わせるものとなっております。

この地域計画は、最低でも年1回見直しを行うこととされており、本市の場合、昨年同様、11月に各地区において農業者・関係機関を参集して協議の場を開催し、計画の全体見直しを行う予定です。

このほか、主に地域の営農に影響が少ないと考えられる今回のような場合を想定した臨時の見直しを予定しており、この場合は、HPにより意見を求めるなど、「協議の場」の簡易開催を想定しています。

来年は、定期開催1回、簡易開催3回の年4回の開催を想定しているところです。

今回は臨時の見直しに係る簡易開催に該当することになります。

続きまして、今回の変更詳細につきまして説明させていただきますので、お手元の資料の地域計画変更概要をご覧ください。

変更申し出の場所は、▲▲地区の字▲▲の2筆、計400㎡弱の転用に係る変更となっております。

場所でございますが、市道▲▲線、向山グランド東の▲▲から▲▲に抜ける道路の沿線。グランド南丁字路から150m南となります。

電気通信事業法に基づく事業、具体的には携帯電話の基地局を設置するため、地域計画から当該農地を除外する必要が生じたものです。

例えば、農振農用地区域内に新しく住宅を建てる場合、地域計画からの除外、農振除外、農地転用手続きと進みますが、本件については、農振法及び農地法の例外規定が適用されることから地域計画の変更のみで転用が可能となります。

再度地域計画変更案をご覧ください。網掛け部分が今回の変更部分ですが、数値がha表記であり、今回の変更が400㎡程度ですので、端数処理の関係で従前のとおりとなっております。個人ごと経営面積一覧と図面の該当部分が実際の修正箇所となります。

これまで、6/30から市HPにて変更に係る協議の場を開催し、7/11これに係るとりまとめ結果を公表、7/22から同じく市HPにて変更案を関係者に説明するなどの手続きを完了し、いずれも意見等ございませんでした。

これにつつきまして、本件の関係機関への意見聴取の手続きに至ったところです。

これが完了しますと、次に変更案の公告手続きを経まして、最終的には9月中旬に計画変更となる予定です。

以上、ご審議くださいますようお願いいたします。

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり変更することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり変更することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和7年8月18日付け南農委告示第9号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時45分）